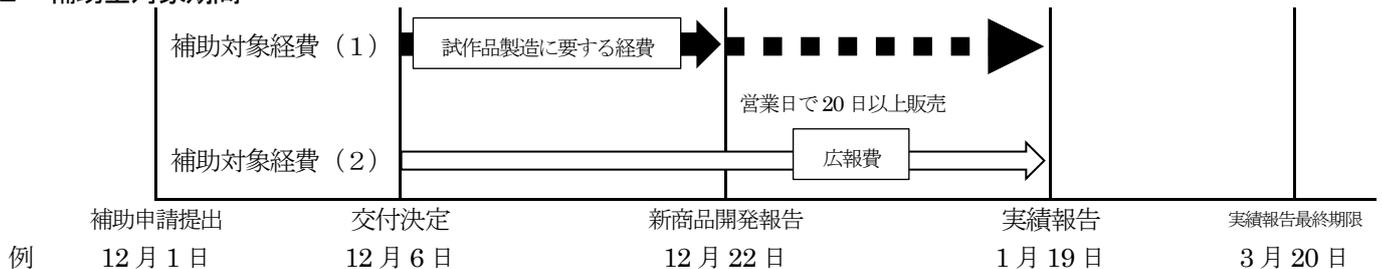


藤枝市・恵庭市広域連携商品開発事業費補助

I 概要

	個包装された加工品の開発	個包装された加工品以外の開発
対象事業	(1) 北海道恵庭市で生産された農畜産資源及び加工された製品を活用した取組（藤枝市及び恵庭市の農畜産資源等を融合した取組を含む。）であること。 (2) この事業を活用することによって完成した商品を恵庭市内において販売すること。ただし、市内で販売すれば市外での販売を妨げるものではない。 (3) 商品開発後、新商品開発報告書を市に提出した日の翌日を起算日とし、起算日から店舗等において日常的に提供するメニュー及び商品として陳列して、営業日で 20 日以上採用・販売した商品を対象とする。 ＊商品パッケージ、商品名などに恵庭市産〇〇を使用していることを明記すること。 ＊ここである個包装された加工品とは「容器包装され、製造場所以外でも販売できるもの。」であり、その製品の食品表示については各法律を遵守すること。	
補助対象事業者	(1) 藤枝市内に本社、支社、事業所、生産施設等が立地する事業者（個人経営の店舗事業主を含む。以下「事業者等」という。）であり、本補助金を利用した商品を販売、提供する者。 (2) 事業者等は、藤枝市農商工連携・6次産業化推進ネットワークの会員であること。（新規会員を含む。） ○対象事業者が代表となって、藤枝市及び恵庭市のその他複数の事業者等の連名により申請することができるものとする。この場合において、補助金の交付を受けることができる者は、代表者のみとする。	
補助の対象とする経費	(1) 試作品製造に要する経費（新商品開発までの間の原材料費、調査分析及び研究費、パッケージ作成費、デザイン作成費等。） (2) 新商品の広報費用に要する経費 (3) その他必要となる経費 ＊実績報告の際には原材料費の恵庭市産を証明するため、写真及び購入費を証明するものを添付すること。 なお、希望があれば市から恵庭市の事業者を紹介する。 ※主な対象外となる経費 (1) 対象事業者の組織の運営及び維持に要する経費 (2) 製造用器具類及び事務器具類等の設備導入に要する経費（試作品製造に関わる委託先においても、同様とする。） (3) 見本市等への出展に要する経費 (4) 補助事業の全てを対象とする委託費 (5) 本事業にかかる人件費	
補助率及び補助額	・補助率は、2分の1以内 ・補助金交付は、予算の範囲内において行う 上限額：1件につき50万円	
		上限額：1件につき25万円

II 補助金対象期間



※広報費以外は、市から交付決定を受けた日から市へ開発報告を出すまでの間の領収書が補助対象経費、広報宣伝費は実績報告提出まで。

III 補助金申請～交付まで主な書類の流れ

内容	補助交付申請	⇒	交付決定	⇒	新商品開発報告	⇒	事業完了	⇒	交付確定	⇒	補助金交付
時期							3月20日迄		3月末迄		3月末迄
提出書類	第1号様式 第2号様式 第3号様式		第4号様式		第5号様式		第8号様式 第9号様式		第10号様式		第11号様式